



後期高齢者医療制度

問合せ先 高齢介護課 Eメールkoreikaigo@city.kaizuka.lg.jp
被保険者証・保険料☎072-433-7042、減額証・限度証☎072-433-7040

●新しい被保険者証

8月から「後期高齢者医療被保険者証」が変わります。被保険者証をお持ちのかたには、7月下旬までに新しい被保険者証(薄緑色)を送付します。有効期限は来年7月31日までの1年間で、新しい被保険者証は届いた日から使用できます。新しく被保険者になったかたには被保険者証を随時送付します。

●今年度の保険料と保険料率

被保険者のかたへ7月中に「保険料額決定通知書及び納入通知書」を送付します。5月以降に被保険者になったかたは、加入月分から月割で保険料を納めてください。

保険料の年額は、均等割額と所得割額の合計(限度額64万円)になります。今年度の保険料は、均等割額が被保険者一人あたり5万4,111円、所得割額の保険料率は10.52%です。

●均等割額の軽減(下表参照)※保険料年額は軽減後

保険料軽減特例の見直しにより、世帯の所得の状況に応じて実施されてきた保険料均等割額の軽減措置は、下表のとおり段階的に変更となります。

所得の判定区分	均等割額の軽減割合		今年度の保険料(年額)
	令和2年度	令和3年度	
世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額などが33万円を超えないとき 【令和元年度の8.5割軽減区分】	7.75割	7割	12,174円
うち、被保険者全員の年金収入が80万円以下で、その他所得がないとき 【令和元年度の8割軽減区分】	7割		16,233円
世帯の総所得金額などが33万円+28万5,000円×被保険者数を超えないとき	5割		27,055円
世帯の総所得金額などが33万円+52万円×被保険者数を超えないとき	2割		43,288円

医療機関での窓口負担を軽減します

現在、交付している減額証、限度証の有効期間は7月31日までです。引続き該当するかたには、7月下旬に新しい各認定証を送付します。新たに交付を希望されるかたは、申請してください。

●後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(減額証)

医療機関で提示すると、医療費や入院時の食事代の負担が軽減されます。

対象 自己負担割合が1割で住民税非課税世帯の被保険者

●後期高齢者医療限度額適用認定証(限度証)

医療機関で提示すると、医療費の負担が軽減されます。

対象 自己負担割合が3割で住民税課税所得が690万円未満の世帯の被保険者

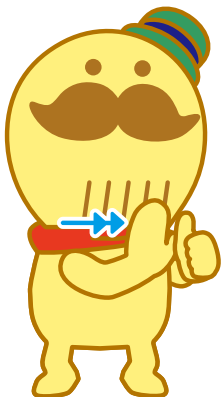
◎いずれも 被保険者証・印鑑を持参してください。

つげさん手話コーナー

手話をご紹介します。

助ける

左手は親指を立て、その後ろを右手のひらで軽く2回押す。



問合せ先 障害福祉課 ☎072-433-7012

募集 市民福祉センタークラブ員

市民福祉センターでは、様々なクラブ活動を行っています。何か始めたいと思っているかた、一緒に活動してみませんか。詳しくは、お問合せください。

活動日 月2~4回
場所 市民福祉センター3階ほか
対象 市内在住で60歳以上のかた
内容 体操・ダンス・ヨガ・書道・茶道・俳句・手芸・陶芸・カラオケ・民舞・農園芸・大正琴・健康マージャンなど
申込・問合せ先 市民福祉センター☎072-433-7060

段階	保険料年額(昨年度年額)
第1	22,200円(27,800円)
第2	37,000円(46,300円)
第3	51,800円(53,700円)

◆納入通知書の送付
介護保険第1号被保険者のかたへ7月末までに納入通知書を送付します。届かない場合は、ご連絡ください。
※消費税引き上げに伴い、第1~3段階のかたは公費により、軽減が強化されます。

65歳以上のかたの介護保険料

◆保険料の徴収猶予や減免
災害などの特別な事情や保険料段階区分が第2段階、第3段階で収入状況などの理由により、納付が困難なかたは保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。
申請・問合せ先 高齢介護課☎072-433-7042

障害福祉サービスなど利用者負担額があるかたへ



◆ヘルプマークを配布します
援助や配慮を必要としているかた(義足や人工関節を使用、内部障害や難病のかた、妊娠初期のかたなど)が、周囲へ配慮を必要とする等給付費などとして支給されます。
申請・問合せ先 障害福祉課☎072-433-7042

◆心の輪を広げる体験
作文・障害者週間のポスター募集
障害のあるかたとないかたとの心のふれあいの体験をつづった作文や、障害者への理解を促進するポスターを募集します。
作文 小・中学生は400字詰め原稿用紙(縦書き)4枚、高校生以上は450字

作文・障害者週間のポスター募集

として「ヘルプマーク」を配布しています。
ヘルプマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。
配布場所・問合せ先 障害福祉課☎072-433-7042

◆視覚障害者対象教養講座「ホッとワーク」
詳しくは、お問合せください。
日時 7月28日(火)午前10時~正午(要申込)
場所・申込・問合せ先 中央公民館☎072-433-7222

視覚障害者対象教養講座「ホッとワーク」

◆ポスター
対象は小・中学生のみ。B3または四つ切サイズ用紙で作品は縦長
申込 郵送・持参で(作文は点字やEメール応募可。持参は平日のみ受付)
締切 9月4日(金)必着
応募・問合せ先 〒540-8570 大阪市中央区大手前3-2-12 大阪府障がい福祉企画課☎06-6941-0351、FAX 06-6942-7215

募集 点訳奉仕員養成講習会

目の不自由なかた(視覚障害者)のためのボランティア活動に意欲をお持ちのかたに、点訳の基礎技術を習得していただく講習会を開催します。



日時(全10回) 9月7日~11月16日、月曜(祝日除く)午前10時~11時30分
場所 市民福祉センター2階講座室3
講師 井上誠一さん(貝塚市視覚障害者協会 副会長)
対象 講習会修了(8回以上出席)後、貝塚市点訳奉仕会(木曜午前)に入会し、地元の視覚障害者のための点訳奉仕活動が継続可能な62歳未満のかた
参加費 無料
定員 10人(市内在住者優先で、定員になり次第締切)
申込・問合せ先 点字図書室☎072-433-7080